

平成 24 年 6 月

受益者の皆様へ

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

シュローダー・アジア新時代日本株ファンド
(愛称「強きニッポン」)

信託終了(繰上償還) 予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「シュローダー・アジア新時代日本株ファンド(愛称「強きニッポン」)」(以下「ファンド」といいます。)の運用を平成 22 年 5 月 31 日に開始し、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運用を行って参りましたが、平成 22 年 11 月以降の継続的な資金流出により、ファンドの純資産総額は減少傾向にあり低迷が続いております。ファンドの純資産総額は、平成 22 年 5 月 31 日(設定日)約 20.9 億円で運用を開始しましたが、平成 24 年 1 月 31 日現在、約 1.3 億円と大幅に減少しております。

弊社と致しましては、上記の事情を鑑み、設定後約 2 年という状況ではございますが、今後、ファンドの純資産総額の大幅な改善を期待するのは困難であり、信託契約を解約しお預かり致しました運用資産を受益者の皆様へお返しすることが受益者の皆様にとって最善であると判断致しました。

平成 24 年 1 月 31 日現在、ファンドの受益権総口数は 144,349,522 口となっており、投資信託約款第 48 条第 7 項の規定に定められた信託契約の解約の基準である口数の 10 億口を大きく下回っていることから、信託契約を解約し信託終了(繰上償還)を行うことは相当であると考えております。

この信託終了(繰上償還)につきましては、法令の定めに基づき書面による決議をもって実施する予定です。

つきましては、当書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託終了(繰上償還)に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、同封の返信用封筒にて委託会社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

※平成 24 年 6 月 29 日付で、シュローダー証券投信投資顧問株式会社よりシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更いたします。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）の手続および日程

- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| ①受益者数および受益権口数の確定日 | 平成 24 年 6 月 11 日 |
| ②議決権行使期間 | 平成 24 年 6 月 11 日から平成 24 年 6 月 27 日まで |
| ③書面による決議の日 | 平成 24 年 6 月 28 日 |
| ④反対受益者の買取請求期間 | 平成 24 年 6 月 29 日から平成 24 年 7 月 18 日まで |
| ⑤信託終了（繰上償還）予定日 | 平成 24 年 8 月 6 日 |

受益者数および受益権口数の確定日（平成 24 年 6 月 11 日）現在のファンドの受益者は、平成 24 年 6 月 11 日から平成 24 年 6 月 27 日までの期間に、自己の保有する受益権の口数に応じてシュローダー証券投信投資顧問株式会社（以下、委託会社という場合があります。）に対してファンドの信託終了（繰上償還）（以下、「本議案」）といひます。）に対して書面をもって議決権を行使することができます。

※平成 24 年 6 月 8 日分の取得申込を反映した受益者数および受益者が保有する受益権口数について議決権が付与されます。

平成 24 年 6 月 9 日以降による取得申込、および平成 24 年 6 月 8 日以前による換金申込については本議案に対する議決権はございません。

本議案は、平成 24 年 6 月 11 日現在におけるファンドの議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる賛成をもって可決されます。その場合は、平成 24 年 8 月 6 日をもってファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。

また、当該書面決議により本議案が否決された場合は、ファンドの信託終了（繰上償還）の手続は行いません。この場合には、ファンドの信託契約を継続する旨を当該決議の日後、すべての受益者に対して不成立の旨を記載した書面を発送いたします。

2. 書面決議について

同封しております「議決権行使書面」に、ファンドの信託終了（繰上償還）に対して賛成または反対の旨をご記入の上、平成 24 年 6 月 27 日までに同封の返信用封筒にて委託会社までご送付ください。

なお、「議決権行使書面」は平成 24 年 6 月 27 日委託会社到着分までを有効とさせていただきます。また、当該決議におきまして議決権を行使されない場合（議決権行使書面をご返送いただかない場合）は、本議案に賛成するものとさせていただきます。

〔ご留意事項〕

※当手続にあたり、受益者に関する個人情報（氏名、ご住所、お電話番号、投資信託口座番号および受益権口数等）を販売会社、受託会社（再信託受託会社を含みます。）および委託会社が共有することとさせていただきますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。なお、当手続にあたり、取得した受益者の個人情報は、書面決議および買取請求に関する事務を処理するために必要な範囲で利用いたします。

※同一の受益者の方が当信託終了（繰上償還）につきまして、重複して議決権を行使された場合で、議決権の行使の内容が異なるときは、すべての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承ください。

※「議決権行使書面 2.本議案についての賛否」の欄に記載がない議決権行使書面をご提出された場合は、本議案に賛成するものとさせていただきます。

3. 反対受益者の買取請求手続について

本議案が可決された場合には、当決議に反対をされた受益者は、以下の手続により、保有する受益権について、受託会社に対して投資信託財産による買取りを請求することができます。

①買取請求受付期間 平成24年6月29日から平成24年7月18日まで

②シュローダー証券投信投資顧問株式会社より当決議に反対をされた受益者に対し「受益権の買取請求手続について」を発送

③買取請求必要書類の記入

④販売会社／委託会社を経由して受託会社（みずほ信託銀行株式会社）への買取請求必要書類の送付

⑤受託会社での買取請求必要書類の受理および当該信託財産による買取りの実行

⑥受託会社から受益者のご指定銀行口座へのお受取金額のお振込

※買取価額は、当該受益権が有すべき公正な価額（原則として、受託会社が買取請求必要書類を受理した日の基準価額）となります。

※買取りにかかる収益は、受益者ご自身での確定申告が必要になりますのでご注意ください。（非課税扱いの受益者を除きます。また、税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。）

※お受取金額は、上記買取価額から振込手数料および買取計算書郵送費用（郵便料金、簡易書留手数料）を差し引いた金額となります。また、上記のような諸般の手続が必要となるため、受取金額のお支払いまでには、通常の換金申込よりも日数を要する場合があります。

※信託終了（繰上償還）に反対をされた場合であっても、必ず買取請求を行わなければならないわけではありません。買取請求を行わない場合、引き続き変更された信託終了（繰上償還）日まで受益権を保有すること、または平成24年8月3日*までの間において販売会社に換金申込をすることができます。

*販売会社によって異なりますので、詳しくは販売会社にご確認ください。

以上